

箱島湧水発電事業

募集要項

平成26年11月12日

東吾妻町

目 次

第1	募集要項等の位置づけ	1
第2	事業の概要	2
	1. 事業名称	2
	2. 事業場所	2
	3. 事業目的	2
	4. 事業概要	2
	5. 事業期間	3
	6. 事業方式	3
	7. 事業の対象範囲	3
	8. 事業期間終了後の措置	4
	9. 遵守すべき関連法規	4
第3	民間事業者の募集及び選定等	5
	1. 事業者の募集及び選定方法	5
	2. 事業者の募集及び選定スケジュール	5
	3. 応募者の参加資格等	5
第4	応募手続き等	7
	1. 公募資料等の公表	7
	2. 質問の受付・回答	7
	3. 参加表明書等の受付	7
	4. 参加資格確認結果及び提案要請書の送付	7
	5. 提案書の受付	7
	6. 審査結果、優先交渉者の公表	7
	7. 連絡先	8
第5	応募に関する留意事項	9
	1. 募集要項等の応諾	9
	2. 費用負担	9
	3. 使用する言語及び単位	9
	4. 提出書類の取扱い	9
	5. 応募者の複数提案禁止	9
	6. 応募の辞退	9
第6	提案書類の審査事項	10
	1. 審査委員会の設置	10
	2. 優先交渉権者等の決定手順及び方法	10

第7	優先交渉権者決定後の手続き	11
	1. 契約の概要	11
	2. 契約締結時期	11
第8	提出書類	12
	1. 応募資格確認書	
	2. 技術提案書	
	3. 価格提案書（様式第18号）	
	4. 要求水準書及び添付書類に関する確認書（様式第19号）	
	5. 応募辞退届（様式第20号）	
第9	その他	13
	1. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ誠実な実施の確保	13
	2. 予想されるリスクと責任分担	13
	3. 本事業の監視	13
	4. 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置	13
	5. 本事業の継続が困難となった場合における措置	13
	6. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援	14
	7. 金融機関との協定	14
	(別表) 予想されるリスクと責任分担	15

第1 募集要項等の位置づけ

東吾妻町（以下「町」という。）は、箱島湧水発電事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。）に基づき、特定事業として選定しました。本事業を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により応募資格確認書、PFI法第10条第1項に基づき特定事業に関する技術又は工夫についての技術提案書及び価格提案書等を募集し、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を決定するための手続きを示したものです。

応募者は募集要項等の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出するものとします。

なお、募集要項等と公表済みの実施方針の内容に相違のある場合は、募集要項等の内容を優先するものとします。

第2 事業の概要

1. 事業名称

箱島湧水発電事業

2. 事業場所

(1) 水系・河川名	利根川水系吾妻川支川鳴沢川
(2) 発電所位置	吾妻郡東吾妻町大字箱島字宿 791-3
(3) 取水口位置	吾妻郡東吾妻町大字箱島字橋倉 899
(4) 放水口位置	吾妻郡東吾妻町大字箱島字宿 791-3
(5) 放流先	群馬県水産試験場箱島養鱒センター
(6) 基本計画	
ア. 平均流量	0.2783m ³ /s
イ. 取水位	373.0m
ウ. 放水位	287.5m
エ. 総落差	85.5m
オ. 水利権	群馬県所有、従属発電として登録見込
カ. 系統連携	東京電力と協議中

3. 事業目的

本事業は、PFI法に基づき、箱島湧水を源とする鳴沢川において水力発電を実施するものであり、地球温暖化防止対策への貢献、再生可能エネルギーの推進、災害時の非常用電源確保、及び事業収入により地域の活性化を図るものです。

4. 事業概要

本事業は、民間事業者の持つ技術能力や資金を活用する方式を導入し、民間事業者の資金で設計及び施工した水力発電施設（以下「本施設」という。）を町に無償譲渡後、民間事業者が効率的、安定的かつ安全に発電事業を行うために運営管理及び維持管理を行い、固定価格買取制度による売電収入から当該施設の使用料を町へ納付するものです。

(1) 事業の要旨

ア 事業者は、町と事業者が結ぶ契約（以下「契約」という。）に基づき、本施設の設計、施工、施工監理を行うものとします。

イ 事業者は、完成後、本施設を町へ無償譲渡するものとします。

ウ 事業者は、契約期間内、計画する発電量を確保するために、本施設の運転管理及び維持管理を自らの責任で行うものとします。

エ 事業者は、適切な計測・検証方法を導入し、発電状況を町へ報告するものとします。

(2) 事業者の収入

事業者は、売電により収入を得るものとします。

(3) 町の収入

ア. 事業者は、契約に基づき売電収益の一定金額及び一定割合を町へ納付するものとします。

イ. 前号の金額及び納付方法等については、価格提案を求め、町と事業者の合意に基づき、契約に定めるものとします。

5. 事業期間

本事業の事業期間は、以下に示すとおりです。なお、事業実施に当たり、経済産業省の再生可能エネルギー発電施設認定手続を速やかに実施し、施設認定を受けるとともに、電気事業者への特定契約・接続契約の申請を実施し、平成 27 年 3 月 31 日までに受理完了するものとします。

- | | |
|-------------|----------------------|
| (1) 事業契約締結 | 平成 27 年 2 月 |
| (2) 設計・建設期間 | 事業契約締結日～本施設完成・引渡し日※ |
| (3) 維持管理期間 | 本施設完成・引渡し日～運営期間終了日 |
| (4) 運営期間 | 本施設における発電開始日から 20 年間 |

※引渡し日・・・事業者から町へ本施設所有権を移転した日

6. 事業方式

本事業の方式は、B T O (Build Transfer Operate) 方式とします。

7. 事業の対象範囲

(1) 設計・建設業務

- ア 施設の設計及びその関連業務
- イ 施設の建設及びその関連業務
- ウ 試運転業務
- エ その他業務

(2) 維持管理・運營業務

- ア 点検・保守業務
- イ 運転・監視業務
- ウ 修繕・更新業務
- エ その他業務

8. 事業期間終了後の措置

事業期間の終了時、事業者は施設から速やかに退去するものとします。なお、事業者は、事業契約期間満了後に町が発電施設を継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるよう、契約期間満了日の3年前から維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他関係資料を町に提供するなど、事業の引継に必要な協議・協力を行うものとします。(事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示します。)また、事業者は、事業期間中の本施設の適正な維持管理に努め、事業終了3ヶ月前(引渡の3ヶ月前)に本施設の性能が確保されていることを確認し、町の承諾を得ることとします。

9. 遵守すべき関連法規

- (1) 河川法
- (2) 水道法
- (3) 水質汚濁防止法
- (4) 建築基準法
- (5) 電気事業法
- (6) 電気施設に関する技術基準を定める省令
- (7) 道路法
- (8) 環境基本法
- (9) 騒音規制法
- (10) 振動規制法
- (11) 消防関係法規
- (12) 労働基準法
- (13) 労働安全衛生法
- (14) その他関係法令・条例・施行規則等

第3. 民間事業者の募集及び選定等

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式とし応募者から事業提案を募ります。

2 事業者の募集及び選定スケジュール

(1) 募集要項等の公表配布	平成 26 年 11 月 12 日
(2) 募集要項等に関する質問受付	平成 26 年 11 月 12 日から 11 月 26 日
(3) 参加表明書及び資格確認書類の受付	平成 26 年 11 月 25 日から 11 月 28 日
(4) 参加資格確認結果及び提案要請書の送付	平成 26 年 12 月 3 日
(5) 提案に係る書類の受付	平成 26 年 12 月 15 日から 12 月 19 日
(6) 優先交渉者等の選定、公表	平成 27 年 1 月中旬
(7) 最終事業者との契約、公表	平成 27 年 2 月上旬

3 応募者の参加資格等

(1) 応募者の構成等

ア 応募者は、事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同体）であること。

イ グループで応募する場合は、代表者を 1 社選定するとともに、構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

ウ 応募者は、事業提案提出後において、事業運営会社を目的とした特定子会社等を町の合意を得て設立することができること。

(2) 応募者の参加資格

ア 応募企業あるいはグループ構成企業は、本事業を効率的かつ適切に実施できる体制を備えていること。

イ 応募企業あるいはグループ代表企業は、平成 16 年度以降に完成引渡し完了した、地方公共団体発注による、5 千万円以上の機械器具設置工事かつ電気工事の施工実績があること。

エ 本施設の事業スキーム、資金調達スキーム、運営・維持管理方法を提案し、自らの責任で事業を実施できる者であること。

オ 発電量の検証を行い、計画した発電量を達成できない場合には、その保証措置ができる者であること。

カ 本施設を自己資金で建設し、町へ無償譲渡後、事業期間（最大 20 年）を全うするに値する経営等の状況にあること。

(3) 応募者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者となることができない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 指名停止を受けている者

ウ 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者

エ 本事業に関する発電計画策定の業務に携わった者

（特定非営利活動法人 環境技術研究所）

なお、応募者は、エの者から本提案に関する援助を受けてはならないこと。

第4 応募手続き等

1. 公募資料等の公表

募集要項等は、平成26年11月12日（水）に町公式ホームページ上に公表します。

2. 質問の受付・回答

(1) 受付期間：平成26年11月12日（水）から11月26日（金）午後5時まで

(2) 質問方法：受付期間中に記載の連絡先へ電子メール、FAX、郵送で質問書（様式第21号）により提出することとします。電話、窓口等の口頭による質問は受けません。

(3) 回答方法：随時、電子メール等で回答します。質問・回答の内容を精査し、可能な範囲で町公式ホームページ上で公表します。

3. 参加表明書等の受付

(1) 受付期間：平成26年11月25日（火）から11月28日（木）

(午前9時から午後5時まで)

(2) 提出方法：受付期間中に記載の連絡先へ持参することとします。

(3) 提出書類：参加表明書等、応募資格確認書（「第8 提出書類」並びに「様式集」を参照）

(4) 提出部数：3部

4. 参加資格確認結果及び提案要請書の送付

参加資格確認結果及び提案要請書の通知を平成26年12月3日（水）に送付します。

5. 提案書の受付

(1) 受付期間：平成26年12月15日（月）から12月19日（金）

(午前9時から午後5時まで)

(2) 提出方法：受付期間中に記載の連絡先へ持参することとします。

(3) 提出書類：技術提案書、価格提案書、要求水準書及び添付書類に関する確認書（「第8 提出書類」並びに「様式集」を参照）

(4) 提出部数：3部

6. 審査結果、優先交渉者の公表

(1) 審査結果の公表、優先交渉権者の決定及び公表

平成27年1月中旬頃に、本事業に最適な技術提案書等を提出した者を優先交渉権者として決定し、応募者の代表企業に対して通知するとともに、町公式ホームページ上で公表します。

(2) 優先交渉権者を決定しない場合

町は、事業者の募集、審査及び優先交渉権者の決定において、応募者がいない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに、公表します。

7. 連絡先

- (1) 担 当：東吾妻町役場 東（あづま）支所
- (2) 住 所：〒377-0395 群馬県吾妻郡東吾妻町大字奥田 39-1
- (3) 電 話：0279-59-3111
- (4) F A X：0279-59-3944
- (5) 電子メール：azuma-s@town.higashiagatsuma.gunma.jp

第5 応募に関する留意事項

1. 募集要項等の応諾

応募者は、応募書類等の提出をもって、募集要項等、要求水準書等の記載内容・条件を承諾したものとみなします。

2. 費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とします。

3. 使用する言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用するものとします。

4. 提出書類の取扱い

(1) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は町に帰属しませんが、公表その他町が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、町はこれを無償で使用することができるものとします。

(2) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等（以下「特許権等」という。）、日本国の法令に基づいて保護される権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うこととします。

(3) 提出書類の扱い

提出書類について、町は提出者に返却いたしません。

5. 応募者の複数提案禁止

同一応募者は、複数の提案を行うことはできません。

6. 応募の辞退

応募者は、平成26年12月10日（水）まで、応募を辞退することができるものとします。応募を辞退する場合には、応募辞退届を提出することとします。

第6 提案書類の審査方法

1. 審査委員会の設置

事業者の選定に当たり、東吾妻町プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置します。

2. 審査方法

「応募資格に係る審査」においては、応募者の資格、資力及び信用等、資格要件に係る適否について、町が審査します。また、「技術提案、価格提案に係る審査」においては、まず提案内容等が要求水準を満たしているか否かについて確認したうえで、審査委員会が「技術提案に係る評価」及び「価格提案に係る評価」を行います。審査委員会は、技術提案書等を審査し、必要に応じて応募者に対するヒアリングを実施したうえで優先交渉権者を決定します。

第7 優先交渉権者決定後の手続き

1. 契約の概要

事業者は町と協議の上、提案内容に基づき事業者が遂行すべき施設の設計・建設業務、維持管理・運營業務に関する業務内容や金額、納付方法等を定めます。

2. 契約締結時期

平成26年2月上旬

第8 提出書類

1. 応募資格確認書

- (1) 参加表明書（様式第1号）
- (2) 応募者の構成表及び役割分担表（様式第2号）
- (3) 施工実績要件確認書（様式第3号）
- (4) 施工に係る配置予定技術者要件確認書（様式第4号）
- (5) 委任状（代表企業用）（様式第5号）
- (6) 委任状（構成企業用）（様式第6号）
- (7) 添付書類（様式なし）
 - ア. 会社概要（最新のもの、全構成員）
 - イ. 法人登記簿謄本（入札公告後に交付されたもの、全構成員）
 - ウ. 納税証明書（直近3カ年分、全構成員）
 - エ. 貸借対照表及び損益計算書（直近3カ年分、全構成員）

2. 技術提案書

- (1) 企業実績に関する事項
 - ア. 類似施設の施工実績（小水力発電施設）（様式第7号）
 - イ. 類似施設における配置予定技術者の施工実績（様式第8号）
- (2) 事業計画全般に関する事項
 - ア. 事業方針（様式第9号）
 - イ. 資金調達計画書（様式第10号）
 - ウ. 事業収支計画表（様式第11号）
 - エ. リスク管理について（様式第12号）
 - オ. 事業スケジュール（様式第13号）
- (3) 設計・建設業務に関する事項
 - ア. 設計・施工上の留意点（様式第14号）
- (4) 維持管理業務に関する事項
 - ア. 維持管理計画（様式第15号）
 - イ. 緊急対応体制（様式第16号）
- (5) 地域貢献に関する事項
 - ア. 地域貢献に関する提案（様式第17号）

3. 価格提案書（様式第18号）

4. 要求水準書及び添付書類に関する確認書（様式第19号）

5. 応募辞退届（様式第20号）

第9 その他

1. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保

事業者は、担当する業務について責任をもって遂行し、本事業に伴い発生するリスクを負うものとします。ただし、町が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、町が責任を負います。

2. 予想されるリスクと責任分担

事業者が責任を持つ範囲の概要は次のとおりとします。

- (1) 計画・設計段階
- (2) 建設・施工段階
- (3) 運転管理・維持管理関連
- (4) 計測・検証
- (5) 収入

なお、具体的な責任範囲は別表「予想されるリスクと責任分担表」によるものとします。

3. 本事業の監視

町は、事業者が運転・維持管理する内容を確認するため、事業者に対して定期的に報告等を求めることができることとし、契約で規定します。

4. 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置

契約に疑義が生じた場合、町と事業者は、誠意をもって協議するものとします。

また、契約に関する紛争については、前橋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

5. 本事業の継続が困難となった場合における措置

(1) 基本的な考え方

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、契約に定める事由ごとに、町と事業者の責任に応じて、適切な措置を講じるものとします。

(2) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

ア. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合、町は契約の定めに従い契約を解除することができます。

イ. 事業者が倒産し、又は財務状況が著しく悪化し、本事業の継続的履行が困難となった場合、町は、契約の定めに従い契約を解除することができます。

ウ. 前各号の規定により、町が契約を解除した場合、町は事業者に対し契約書の定めに従い、新たな事業者への本事業の引き継ぎ等を求めることができます。

- (3) 町の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合
 - ア. 町の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合、事業者は、契約を解除することができます。
 - イ. 前号の規定により、事業者が契約を解除した場合、事業者は町に対し契約書の定めに従い、生じた損害に対する賠償を求めることができます。
- (4) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合
町と事業者は、事業継続の可否について協議するものとします。

6. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援

町は、財政、金融、税制等の特段の支援・優遇措置を行わないこととします。

7. 金融機関との協定

- (1) 本事業が適正に遂行されるため、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と町とで協議し、直接協定を締結することがあります。
- (2) 提案者（入札参加者）は、事業者選定プロセスにおいて、自らの責任において株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下、「機構」という。）の出融資を利用することを前提として提案（応募）することができます。ただし、提案者（入札参加者）は、出融資について必ず機構に相談する必要はなく、あくまで提案者（入札参加者）の判断となります。なお、機構の支援決定は、支援基準に則り民間資金等活用事業支援委員会が判断を行うため、機構の出融資等が確約されたものではなく、機構の出融資の詳細、条件等については、提案者（入札参加者）が直接機構に問い合わせることとします。

表 予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			町	事業者	
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りがあるもの	○		
	提案書の誤り	提案書の記載事項に重大な誤りがあるもの		○	
	第三者賠償	町の事由によるもの		○	
		事業者の事由によるもの			○
		第三者等の事由によるもの	○	○	
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○	
	制度の変更	法令の変更に関するもの	○		
		税制の変更に関するもの		○	
	行政	県または町の政策転換によるもの	○		
	資金調達	本事業に必要な資金の確保に関するもの		○	
	物価変動	本事業に係る物価変動に伴う費用の増加		○	
	施設の損害	町の事由によるもの	○		
		事業者の事由によるもの		○	
		第三者の事由によるもの	○	○	
天災等不可抗力によるもの		○	○		
事業の中止・延期	町の事由によるもの	○			
	事業者の事由によるもの		○		
	天災等不可抗力によるもの	○	○		
計画・設計	設計変更	町の事由によるもの	○		
		事業者の事由によるもの		○	
	応募コスト	応募コストの負担に関するもの		○	

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			町	事業者
建設・施工	工事遅延・未完工	町の事由によるもの	○	
		事業者の事由によるもの		○
	工事費増大	町の事由によるもの	○	
		事業者の事由によるもの		○
	仕様不適合	施工不良		○
維持管理・運営管理	施設の瑕疵	補修が必要な瑕疵が見つかった場合		○
	維持管理費・運営管理費の上昇	町の事由に関するもの	○	
		事業者の事由に関するもの		○
		その他の事由に関するもの	○	○
計測・検証	ベースライン調整	発電に必要な湧水量の顕著な変動	○	○
		事業者の計画誤り、発電機器が性能を達成しない場合		○
		上記以外の変動要因の場合	○	○
収入	収入変動	発電に必要な湧水量の顕著な変動	○	○
		事業者の計画誤り、発電機器が性能を達成しない場合		○
		再生可能エネルギーの買取価格の減少	○	○